

郡山市青少年親善交流事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姉妹都市久留米市及び郡山市の青少年が相互交流を通じて、互いの親睦と友情を深め、姉妹都市の一層の親善を図るため実施する郡山市青少年親善交流事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において負担金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 負担金の交付の対象となる経費は、宿泊費、交通費、交流会費その他の事業の実施に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

(交付の申請)

第3条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会名簿
- (2) 実行委員会設置要綱
- (3) 負担金振込先口座報告書

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかにも該当する変更とする。

- (1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 実行委員会は、事業完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負

担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により実行委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。